

東アジアにおける漂流民送還制度の展開

春名徹

はじめに

昨年度の本紀要で、私は「東アジアにおける漂流民送還制度の成立」について記述した。そこで明らかになったのは、すなわち近世の東アジアにおいては、海上交通の発展を前提に中国を中心とする漂流民送還の手続きが整備されたこと、にもかかわらず日本は、この手続きの成立を認識しようとしている立場をとっていたことである。さらにいうならば、これは日本が認識力を欠いていたわけではない。中国側がいかなる態度をとろうとも、これを相手側の内部問題と見做して無視することが、近世の日本の基本的な対外態度であったと見なすことができる。

本号では、以上の考えをさらに普遍するために、より具体的に送還手続きの実態を見てみたい。そしてさらに中国が設定した手続きが具体的に周辺諸国へと拡大する過程を概観したいと考える。

先行論文において私は、近世における中国（明・清帝国）において、海上活動の発展にともない周辺国家の民の中国への漂着、中国人の周辺諸国への漂着が発生し、それに付隨して漂流民の送還にかんする制度が形成される過程について述べた。そして少なくとも清帝国においては、康熙二十三年（一六八四）に中国人の漂着した周辺国家にたいして保護・送還を求める規定が作られ、さらにこれを普遍する形で乾隆二年（一七三七）に中国に漂着した周辺国家の漂流民の送還

中国から送還された日本人の年次別一覧

年 次	事例数	備 考
1644～1667	1	
1668～1670	1	康熙二十三年(1668)に中国人送還令
1671～1680	1	
1681～1690	2	
1691～1700	2	
1701～1710	2	
1711～1720	3	
1721～1730	1	
1731～1740	0	乾隆二年(1737)難夷撫恤令
1741～1750	2	
1751～1760	4	
1761～1770	5	
1771～1780	6	
1781～1790	2	1784～5年アメリカ中国貿易の開始
1791～1800	3	
1801～1810	3	
1811～1820	2	
1821～1830	8	
1831～1840	4	
1841～1850	8	中国の五港開港(1843)
1851～1860	2	日本の開国(1854)
1861～1868	3	

規定が形成されたことを明らかにしたのであった。

ただし、つねに私の念頭にあるのは、具体的な個々の漂流民の経験である。漂流民が現実に発生することによってはじめて制度が作られ、制度はまた時に現実を拘束したであろう。したがって考察を進める必要から、近世における日本

漂流民への銀牌下賜、変質

東アジアにおける漂流民送還制度の展開

人漂流民で中国を経過して送還された具体例をすべて拾いあげて、その典拠を示した。巻末に掲げた「中国から送還された日本船」がそれである。

ここで掲げたのは六十四例であるが、これが近世に中国の送還制度のもとで送還された日本船のほぼ全容を示すものと確言できる。仮に見落としがあったとしても、それはあくまで数例にすぎないだろう。

この六十四例の送還を概観して十年毎に区切って事例数を表にしてみた（別表参照）。年次別にみると、康熙二十三年令も乾隆二年令も大勢に影響を与えてはいないよう見える。清朝成立の一六四四年に国交関係は存在しなかつたにもかかわらず、すでに日本人漂流民を送還する事態が生じているからである。

その後、送還例は漸増の傾向にあるものの、この程度では、制度の確立が送還を促進したとは考えにくい。むしろ海運そのものの隆盛、その結果の海難の増加傾向を反映するにすぎないのでないだろうか。

この史料から読み取れる第一の点は、まず送還における中国側の出航地が次第に浙江省平湖県の港市・乍浦に集中することである。この現象の原因はむしろ日本側が長崎貿易を制限した正徳新令の影響が大きいのではないかと考えられる。^(注1)

また、大きな節目として注目されるのは、乾隆令の施行後、送還にあたって中国皇帝から銀牌を授けられるとともに、送還に当たって地方官から日本国王宛の咨文が送られる場合が生じたことである。初例は寛延三年（一七五〇）漂出、翌宝暦元年に送還された陸奥の神力丸の場合である〔事例の15〕。長崎奉行は、咨文を老中に通じ、協議の上で、最終的には「長崎鎮府」（長崎奉行）の名で、日本年号を使用して返書を送った。

日本、中国の双方の名分論からすると、この関係は、逸脱である。すなわち、中国側の「日本国王」宛の文書に返書を与えたこと、しかもレベルの違う「長崎鎮府」名義により返事を送り、しかも日本年号を使用したことである。

中国側もこの論理を受け入れたのは、書簡の往復があくまで、相互に地方官吏のレベルで行われたこと、また年号については、日本があくまで中国の冊封関係の外にあつたために辛うじて許容されたものと考える。

また地方官の書簡そのものが、来日する中国船の船頭との協議の上で作成されたものと思われる節があるので、書簡

によって何らかの経済的な優遇が期待し得たのかもしれない。であるならば、名分よりは実質が重んじられたとも考えられる。この推定を裏付けるものとして、この後、同様の四例〔17〕〔18〕〔19〕〔20〕が続いたが、明和四年（一七六七）に送還された筑前の本宮丸、同國の村丸の一隻の漂流民の送還にあたって、送還船の船頭汪繩武の持参した嘉興府の咨文に疑問があり、究明した結果、咨文が贋書と判明した事件をあげることができる。船頭が咨文を偽造したのは、何らかの利益を期待したからに他ならないであろうからである。

なおこの事件の結果、長崎奉行は老中と協議して、以後、返書を出さぬことを決定し、漂民送還にあたって文書を交換するという関係は発展せぬままに終わった。

銀牌の下賜は、直接には咨文と関連しない。この銀牌の性格は、いま一つ判然としないが、残された写生図などから見ると、表面に記された「皇賞」の二字を左右から五爪の龍が囲み、下に青海波がある意匠で、紐で首から掛けられるようになっていた。大きさは高さ三寸一分、幅一寸、重量は一匁四錢。日本側はこの意匠から「龍牌」、あるいは材料から「銀牌」という呼称を与えたようである。^(注2)私はこの銀牌の性格は兵士に与える「功牌」に近いもののように思ふ。^(注3)

乾隆帝の南巡そのものが、即位後の皇帝としての権威の表明であり、老人にたいして盛んに功賞を行っている。たまたま皇帝の杭州滞在中に、伺候した福建総督が日本人漂流民の保護について報告したため、この挙となつた、と日本人を送還した船頭は長崎で述べている。

以上で判明するとおり、銀牌の下賜と地方官からの咨文とには直接の論理的な関係はないが、南巡という行為に本来含まれている皇帝の微妙な権威伸長の意図を地方官が読み取って、迎合的に対応した結果が咨文の作成という行為に繋がった可能性は否定できないであろう。

長崎奉行からの拒絶によつて、咨文や銀牌の授受の関係は消滅したが、幕末まで長崎奉行所における漂流民の尋問にあたつて、銀牌を貰いはしなかつたかと質問することが例となつた。^(注4)荒野泰典は、日清間の「通商」関係の定着が一種の外交関係を生み出す可能性を内包し、ここに掲げた咨文の往復そのものが「日清関係が安定期に入ったことを示す」ものと解している。^(注5)一般論としては正しくないとはいえない。しかし荒野は清朝の中国が国家として送還手続きを制度

化したという事実にかんする認識を欠いたまま、清・朝鮮間の漂流民送還の事例を素材として清朝における日本人漂流民の送還体制を検討している。これが歴史学的な認識方法であるとは私には思えない。また荒野の思考の前提となる「清が海禁政策を施行したのは一七一七年であり、それ以前は漂流民を清朝廷がチェックする体制をもたなかつた」という認識は、たんなる想像の産物にすぎまい。第一、清の海禁政策が一七一七年に施行されたなどという事実が一体どこにあるというのか。荒野の立論に現実的な基盤がないことは拙稿「東アジアにおける漂流民送還制度の成立」(『調布日本文化』四号)で明らかだと思う。

また中国からの漂流民送還の変遷を本表によつて歴史的に概観してみよう。近世末になると、中国そのものに漂着した事例の他に、西欧船に救助され、マカオや香港に連れて来られて、そこで中国官吏の手に渡され、伝統的な中国の送還手続きのルートに乗る例が増えて来る。これにともなつて、一船の乗組員が別々の組に別れてさまざまなルートで帰国する場合も増えた。事例〔53〕の摂津の永住丸、〔59〕の灘の永力丸などは、外国からさまざまなるルートで複数グループが時期をおいて帰還し、後者の場合は送還そのものが一部は中国の伝統的な制度に依存しているものの、他は直接、アメリカ船によつて帰国したりしている。要するに漂流民の送還は複雑化したのである。

この契機としては一七八五年にアメリカー中国間の貿易の開始にともない、太平洋を航海するアメリカ商船が増加し、日本船がこれに救助される機会が増えたこと、また日本近海が捕鯨の対象となつて西欧の捕鯨船が出没するようになったことがあげられよう。またつきの段階としてはアヘン戦争の結果、一八四三年に締結された南京条約によつて、

中国の五港（広州・廈門・福州・寧波・上海）が西欧諸国に開かれたことが間接的に影響を与えた。
他方ではまた日本そのものが安政の開国によつて、なしくずしに外国船から直接、漂流民の送還を受け入れるようになり、伝統的制度は崩壊の道を辿るに到る。

また、本年表のように中国経由で送還された日本人漂流民を年次別に配列した上で、西欧船による送還と対比してみると、対外認識の形成についても従来とは別の展望が得ることができよう。従来、漂流経験による異国認識は、歴史的に形成された過程として論じられることが少なく、その意味では恣意的にあつかわれる傾向があった。

本年表のように通観するならば、海禁政策のもとについた近世の日本社会において、まず中国（ないし東南アジア諸国）へ漂着、送還された漂流民をつうじて異国が認識され、一世紀余りを経て始めて、ロシアをつうじて西欧との接触を経験するに至った経過が理解できよう。^(註6)

そのようにみれば、最初のロシア認識としての大黒屋光太夫の経験の位置が自ずと分明なる。光太夫は天明二年（一七八二）に漂流し、寛政四年（一七九二）に帰国した。本年表からみれば、事例〔30〕のあたりに位置する時期である。この漂流は桂川甫周の『北槎聞略』などによつて著名だが、歴史的にみると漂流民の経験として従来とはきわめて異質のものであつたという事が、従来、正当に認識されていたとはいがたい。なお漂民がつぎに西欧経験をするのは、文化二年（一八〇五）に漂流して洋上でアメリカ船に救われ、ハワイからマカオ、ジャワを経由して翌年、オランダの定期貿易船で帰国した安芸の国の稻若丸の善松の事例で、その間、相当の空白がある。^(註7)

このように中国から、すなわち言葉をかえれば伝統的な東アジアの国際秩序のもとで送還された日本人漂流民について語るべきことは多くあるが、ここではさしあたり歴史的な展望を可能にする作業の結果を提示するにとどめた。

漂流民送還手続きの整備

先の論文で指摘しておいたが、中国では、乾隆の難夷撫恤令を補完するものとして、「戸部則例」^(註8)のなかに「撫恤番〔蕃〕夷」すなわち中国へ漂着した周辺諸国の漂流民についての規定がある。これは沿海の省別に分けて、漂流民にたいする給付を詳細に規定している。すなわち奉天、山東、江南、浙江、福建、廣東のそれぞれについて給付を規定している。他に外藩の貢使が中国で病んだり死んだりした場合を規定し、さらに朝鮮については特例として扱い、別項目で処理している。

最初に原則として地方官が公けの費用で衣服・食料を支給し、乗船を修理し、貨物を確認した上で上司に報告して帰國の便宜を計るべきことを規定する。ここまで、乾隆二年令の「被風飄泊之船。著該省督撫。督率有司。加意撫恤。動用存公銀。賞給与衣糧。修理舟楫。並將貨物給還。遣帰本国。以示朕懷柔遠人之至意。將此永著例」の追認にすぎな

いが、その上で具体的に省ごとに、給付すべき衣服や食料の量・質（価格）などを具体的にのべている「毎名日給口糧米壠升塩菜銀陸釐」（福建省）の如くである。

ただし省ごとの相違といつても日本への送還の主な窓口となつた浙江省平湖県の乍浦が属する浙江省の場合をのぞけば、それはあくまで土地の条件による多少の相違点、たとえば北方の諸省では革製の品を供するが、南方では綿布である等々の差異にとどまっている。浙江省の場合は、他の土地から送られて来た漂流民の出国までの家屋の手配が規定されている点が相違する。

これに対応して本来なら、日本側にも送還の規定が成立するべきものであろう。しかし私の知るかぎりではその形跡はない。それは当然のことながら日本側が中国の国家としての送還手続きそのものの存在を認めなかつた事実に見合つたものであつた。日本各地へ漂着した中国船にたいして薪水を供給し、船を修理して長崎回航の上、帰国させる。船が破損の場合は人と荷物を長崎へ送り、そこから来航する中国船に託して送還するという慣習は存したが、それは手続きとして整備されたものとはいがたい。

もつとも朝鮮外交を担当した対馬藩には朝鮮人漂流民にたいする規定が存在していた。すなわち「宝永三丙戌年 朝鮮人漂着格式、參判使帰國返翰、公儀江被差上候次第」という名称の対馬藩朝鮮方の文書には（対馬宗家文庫 朝鮮方文書）、前半の「朝鮮人漂着格式」の部分に、漂着した朝鮮人にたいする、衣食の提供についての具体的な規定が見られる。

琉球王国の場合にも類似の規定がある。私が利用した史料は琉球王国の首里政庁が、八重山諸島にたいして与えた訓令であるが、琉球王国の中国への進貢船、帰唐船にはじまり、接近する外国船、および日本船のすべてを観察すること、それが漂着（近世の概念ではこの語は、必ずしも海難を意味しない）した場合の措置を規定している。史料名は、「進貢船・接貢船、唐人通船、朝鮮人乗船、日本人他領人乗船、各漂着并破船之時、八重山島在番役々勧職帳」という。^(注9) 題名には記されていないが、内容には南蛮船、阿蘭陀船（琉球の用語では西欧系統の外国船一般を示す）を含んでいる。

中国、朝鮮の場合と相違するのは、この規定が漂着船の船員の撫恤という手続きが、琉球王国の对外関係一般とセツ

トにして述べられていることである。当然のことながら本質は変わらないが、逆に对外関係一般のなかに漂流民の撫恤が位置づけられていることは、明瞭に見てとれる。したがってやや詳しく検討しておこう。

对外関係を生じる可能性のあるあらゆる船舶の沖合通過を監視の対象としている。それが何らかの理由で接岸すれば、すなわち「漂着」へと転化するわけである。

このうち「進貢船・接貢船」は琉球王国自身の渡唐船（往路）および帰唐船（復路）であるから、漂着はすなわち何らかの事故とみなし得る。往路なら必要に応じて薪水の補給と良港への回航を行う。復路の場合は、滞船中の一般人との往来禁止と破船のさいの荷物管理、唐物の取締りなどが加わる。

唐船、朝鮮船の場合も補給や良港への回航、一般人との往来禁止は同じだが、キリスト教の取締り、および琉球王国と日本の関係の隠蔽が加わる。具体的には、この「唐船、朝鮮船」の後に「その他の異国船」についての規定が付いている。後に別に南蛮船、阿蘭陀船の場合が記載されているところから推察すると、これでいう「その他の異国船」とは中国朝鮮以外のアジア（非西欧）船を意味するのであろう。

さらに「日本船他領之船」つまり琉球以外の日本船の場合が異国に準ずるものとして規定される。一応は国内問題であるが、「大清其外異國环江漂着為仕船ニ而候ハ、別而氣を附、宗旨可相改旨御國元より被仰渡趣有之候間、可有其心得事」とされ、薩摩藩からの指示によつてキリストンに対する警戒がとくに強い。

その後に別に項目を立てて「南蛮船通船之時公事」「南蛮船漂着之時公事」「阿蘭陀船通船之時公事」「阿蘭陀船漂着之時公事」の細部を規定している。

「南蛮船漂着之時公事」には「附、切支丹宗門疑敷異國船ハ南蛮船同前ニ可相心得候事」とあり、また別に「貞享二丑年御条書ニ者南蛮人者阿蘭陀人并唐人に者相替、別而御念遣被成、常々日本江通融不仕様ニ堅為被仰付事候間、馳走之儀者不及申、何色ニ而茂用事相達間敷旨被仰渡置候処、其後宝永元申年右条書御取替被仰渡候御条目ニ者、南蛮人用事申出候首尾方之儀、何様共不相見得候事」ともあって、南蛮船を特に別記する理由が主としてキリストン禁制にかかわることが明らかである。

東アジアにおける漂流民送還制度の展開

阿蘭陀船にかんしては、キリシタン禁制の部分を除けば南蛮船とほぼ同じ体裁で禁止事項を列挙している。

南蛮船・阿蘭陀船の場合、警戒の姿勢は一層強い。船にかんして報告すべき条項はあらかじめ一書で定められており、

「一、何月何日何時分何方風ニ何方より走來

一、何時分何島何浦陸より何街程沖ニ碇を下候事

附、漂着場図之事

一、船之程來并船形繪図之事

一、檣數并帆數帆色之事

一、旗之數并同色付之事

一、人數幾人、形児衣等迄繪図之事

一、武具之類見不見之事

一、滯船可仕様子之事

一、船損所有無之事

一、南蛮人地下人ニ対シ不意之働仕不仕事」

と細かく指定がある。

やや論旨がずれたが、私が最終的に問題にしたいのは、中国を中心とした伝統的な国際秩序のなかで、まず周辺諸国（中国と冊封関係をもつ周辺諸国）にたいして中国人漂流民の保護を要請する規定が作られ（康熙二十三年＝一六六八年）、ついで中国へ漂着した外国の漂流民を保護する規定が作られた（乾隆二年＝一七三七年）のに伴って、具体的にどのように漂流民を撫恤するかの手続きが普及していく過程である。現在のところ弱点は中国における「戸部則例」をはじめとする各国の撫恤規定が、いつ制定されたかが確定できぬことである。ただし「戸部則例」が乾隆二年の難夷撫恤令を踏まえていることは明らかであり、周辺諸国における撫恤規定が、これと対応しつつ形成されたと考えるのが自然であろう。

現実にどのようにしてこのような規定が成立していったかを検討していくことが、つぎの課題である。

東アジア的国際秩序

前節で私は「中国を中心とした伝統的な国際秩序」という表現を用いたが、アジア史家が用いるこの言葉は必ずしも正確には理解されていないようである。この概念をやや詳しく検討しておくことは無駄ではあるまい。

漂流民が相互に送還されるという手続きが成立するためには、何らかの国際関係が前提となるのは自明の理であるが——より正確にいうと漂流民送還は国際関係の一部である。でなければ漂流民送還を理由にして国交を求めるという事例を求めるという事件は起^(注10)こり得ない——

しかしながらこの国交という概念自体が、近代的な、ないしは西歐的な意味における国際関係とは範疇を異にしている事実は改めて認識しておく必要があるようと思われる。それは私がかつて「階層的国際秩序」と命名した伝統中国を中心とした世界なのである。^(注11)

中国を中心においた場合、この対外的態度は中国を宗主国、周辺諸国を付庸国とする「朝貢」の関係とよぶことができるのである。「朝貢」はしばしば朝貢制度の名でよばれるが、これは一種の作業仮説であって、統一的なシステムは存在しない。中国へ朝貢する一つ一つの国によって関係が違うからである。それは坂野正高のきわめて適切な用語を借りるならば「複数の関係の束」である。^(注12)

これは中国の側の立場であって、外交関係をもとめる外国がどのように考えているかは、さしあたり問題にならない。中国としては外交関係は「朝貢回賜」以外には考えられないのである。

ただしこの前提になるのは、あくまで徳治主義である。これは歴史的に周辺諸国にたいして圧倒的な文化的優位国であった中国の位置を前提にして形成された対外態度であった。したがってまったく国家間の関係に別のシステムをもつ西欧諸国や、東アジア圏においても民族的自覚が強まった場合には文化的衝突をともなう可能性があった。清帝国では西欧諸国とのあいだに皇帝への礼式をめぐる叩頭問題を生じた。また明との講和にたいして秀吉が日本国王に封ずると

いう中国の態度に激怒したという伝承は後者の例に属するであろう。

朝貢を受け入れた中国は相手国の権力者を某国の国王と認定し、実務としては「某国王之印」と記した印章を与えた。つまり世界には中国皇帝が君臨しており、周辺諸国の権力者はその認定によって始めて国王として認められるのである。

これにともなって時憲書つまりは暦が与えられる。これによつて「正朔を奉ぜしめる」、つまり正しい時間秩序を、天の代理人である中国皇帝が授ける。これは現実の問題としては中国年号を使用することを意味した。であるからこそ、中国において国家に対する反乱は別の年号を建てるふとを伴うのである。

また中国は朝貢国から定期的に使節を派遣させた。貢使は指定された経路と時期に従つて中国の宮廷へ来朝し、表文（付庸國の国王からの上奏文）と「貢」を捧げる。この貢もあらかじめ指定された土産品である。しばしば誤解されることであるが、これは産物を収奪するのではない。皇帝は「貢」にたいしては返礼の品を下賜する。つまり「朝貢回賜」である。このさいむしろ中国の徳を慕つて集まる者へより厚く報いるのが原則である。この論理は『中庸』の「来るを薄くし、往くを厚くする」で説明できる。したがつて中国との朝貢回賜の関係は、朝貢国にとって利益をともなつた。坂野正高は「俗な表現でいう『海老を持って来た者に対して鰯を与える』ことである」と説明している。

この朝貢の使節団は、別に貿易商人を伴う場合がある。広州におけるイギリス貿易の場合のごときは使節団が北京に朝貢しているというフィクションのもとに貿易のみが行われた。

したがつて内陸諸国家の場合のように、中国との関係をきわめて現実的な利益として処理する立場もあり得た。シルク・ロード貿易の実体は必ずしも明らかではないのだが、一六〇〇年代のカシュガル王国の例の如く、国王から有力商人が朝貢する使節団の権利を買い、自力で使節・貿易商人団を組織する場合があつた。さらにこの団長となつた商人は、嘉峪関から入関して北京に至る使節団に加わる権利（その方が貿易の利益はより大きくなる）を采配することで、個人的にも利益を得た。その詳細は、アルメニア商人に変装してこの使節団に加わったイエズス会士ベント・デ・ゴーエシュによる報告によつて伝えられている。^(注13)

やるに、冊封が、中国皇帝による権力の承認である以上、国王の代替わりにあたっては追認が必要となることも容易に理解できよう。事実、周辺国家から中国にたいして国王の死去が報告されると、中国は使節を派遣し、後継者を国王に任じた。

以上、諸外国と中国との関係から抽象した関係の束としての朝貢回賜は、中国独特の階層的な国際秩序として位置づけ得る。しかもこの国際秩序認識は、相手国の側がどのように認識しているかを、まったく無視している。したがって中国中心のアジア圏だけであるなら問題は少なかつたが、世界が拡大して西欧諸国が登場すると、問題は激化する。

イギリスの使節団の来朝にともなう儀礼のあり方、いわゆる叩頭問題はその象徴である。また西欧諸国との対外関係にかんしていうならば、広州におけるイギリス貿易を代表するものは、イギリス東インド会社の中国駐在代表（中国名は「公司」Chief of Committee of supercargos of IEC.）と認識されていたが、「公司」は、国交をもたない乃至は広州貿易を認められている他の西欧諸国の利害をも代表するものとみなされた。

この種の観念は、近世日本が西欧諸国との関係をオランダに代表させたことと似ている。文政八年のいわゆる異国船無二念打払令の施行のさい、幕府はこの令の効果が、オランダをつうじて西欧諸国へ通達されることを期待していた。^(註14)

この関係がいかに中国の一方的な認定にもとづくものであるかは、東インド会社の特許権の消滅とともに「公司」^(註14)が存在しなくなり、イギリス政府が中国貿易に従事するイギリス商人の利害を代表する領事 (Superintendant of British-subject in China) の任命にともなう紛争 (いわゆるネーピア事件) を想起すれば事足りよう。

以上、不充分ながら概観した国際秩序が、東アジアの漂流民送還を保証した国家と国家との関係であったのである。

注

- (1) 松浦 章「乍浦の日本商問屋について」／『日本歴史』三〇五号（一九七二年十月）。
- (2) 荒川秀俊編『近世漂流記集』（法政大学出版局 一九六九年）所収の「南部人漂流記」は底本とした旧伊達家觀瀬閣本のなかの図を写真版として掲げている。また、内閣文庫の編者不詳の写本『外国通覧』（五巻三冊）の巻五に納める「唐國福建省漂着

東アジアにおける漂流民送還制度の展開

之記」のなかにも写生図がある。両者の間にほとんど体裁の相違はない。ただし後者にのみ「銀塗金」という形態上の説明書きがある。後者の図は松浦章「乾隆帝の南巡にかんする情報」／『和田博徳先生還暦論文集』（汲古書院 一九八三年）に写真版を掲げるが、銀牌そのものの性格については松浦は言及していない。

(3) 臨時台灣旧慣調査会（織田万主編）『清国行政法』（一九一四年）では、皇帝の特権の一つとして荣誉権のうちに「功牌ヲ授クルノ権」をあげ、「功牌トハ長方形ノ銀牌ニ賞ノ字ヲ刻シタルモノニシテ軍功アル將士ニ之ヲ給ス其形ヨリ云フトキハ諸國ノ勳章ニ匹敵スルカ如シト雖モ其実勳章ノ如ク尊貴ナルモノニハ非ス寧ロ軍功ノ多少ヲ測ル標準トシテ用キラレ某等功牌ヲ受領スルコト幾次ニ及フトキハ某爵ヲ授クルノ規定アリ」としている（第一巻上、第二章皇室第一節皇帝 第二款皇帝ノ特権）

(4) 拙稿「漂流民送還制度の形成について」／『海事史研究』五十二号（日本海事史学会 一九九五年）近刊予定。

(5) 荒野泰典「東アジアにおける漂流民送還体制」／『近世日本と東アジア』（東京大学出版会 一九八八年）

(6) この点については、ロシア漂流と中国漂流を対比した地方史研究協議会函館大会における私の報告で触れておいた。（一九九三年十月十六日／「近世漂流と対外認識」）。

(7) 「芸州善松北米漂流譚」／石井研堂編『異国漂流奇譚集』（福永書店 一九二七年）。

(8) ここで用いたのは、咸豊の『欽定戸部則例』九十九巻本、卷八十九觸卹 八「撫卹番夷事例」（第六十二冊五十八～六十三丁）。同治四年の百一巻本の卷九十にもまつたく同文を載せる。

(9) 「進貢船・接貢船、唐人通船、朝鮮人乗船、日本人他領人乗船、各漂着并破船之時、八重山島在番役々勧職帳」／『石垣市史叢書4』（石垣市総務部市史編集室 一九九三年 石垣市）。同書の底本は琉球大学附属図書館・宮良殿内文庫所蔵本。

(10) 近世の日本は海禁政策をとっていたため、漂流民送還を突破口として国交を求めるとする国家（もっぱら西欧諸国）は少なくなかった。伊勢漂流民を送還したマカオの例（一六八八年＝付録年表事例〔4〕の後の参考項目）。大黒屋光太夫ら伊勢神昌丸乗組員二名を送還したロシアの例（一八〇一年。『北槎聞略』）、尾張・肥後漂流民を送還しようとして砲撃されたアメリカ船モリソン号の例（一八三二年＝拙著『にっぽん音吉漂流記』参照）など。

伝統的な東アジアの国際秩序のなかでは、類似の例は見られない。むしろ国交のない国家の漂流民は送還の手段に窮したといつてた方がよいだろう。朝鮮に漂着して監禁されたオランダ船ド・スペルウェル号の例（一六五三年遭難、一六六六年脱出

＝ヘンドリック・ハメル『朝鮮幽囚記』（生田滋訳・平凡社東洋文庫）、日本に漂着して最終的にオランダ船でバタビアに送られたパタン島人の例（一六八〇年＝「波丹人漂着之記録」写本、北海道大学附属図書館）など。

- (11) 拙稿「『主観的国際秩序』の中の朝鮮・日本」（連載・私の東アジア近代史ノート その2）／『季刊三千里』20 一九七九年 冬号

(12) 坂野正高『近代中国政治外交史』（東京大学出版会 一九七三年）七十六ページ。

- (13) 榎一雄「キャラバン貿易」／『シルクロードの歴史から』（研文出版 一九七九年）。原典となるのはマッ・リッチ『中国キリスト教布教史』二（大航海時代叢書II期九巻 一九八三年）第五書第十一～十四章。ここではベネディット・ディ・ゴイストと表記されている。

(14) 同様の態度は天保八年（一八三七）のモリソン号事件のさいにも見られる。この時、幕府は、事実関係を誤解し、モリソン号が現実に渡来し、打ち払われた後になってから、オランダ風説書の情報を誤解し、イギリス船モリソン号（実はアメリカ船）が、近い将来、漂流民を送還する可能性があるという認識のもとで、幕閣の討論が行われた。この場合、事実誤認そのものは問題ではない。欧米諸国にたいする対外的な態度そのものが問題なのである。

この事件にかんする討論の経緯は向山源太夫『轟余一得』初集巻五に「天保浦賀英吉利舶渡來」として一括して收められている長崎奉行、勘定方、目付方、林大学頭、評定所などの意見で明らかである（内閣文庫所蔵史籍叢刊3 汲古書院 一九八一年に影印）。全体の討議の基調は、穩便な扱いをして、オランダの手を通じて送還を実現させるというもので、その結果は「書面伺之通漂流人手寄も御座候は入津之節連渡候様阿蘭陀人江可申渡旨被仰渡る奉承知候」という戌十二月廿一日（天保八年＝一八三八年）付の長崎奉行久世伊勢守の請書でうかがうことができる。東アジアの国際秩序の外にある西欧諸国の関係はオランダに代表される—意識の上では通交関係を有するオランダの下に階層秩序をもつて諸外国が属している—という態度は鮮明である。なお相原良一『天保八年米船モリソン号渡來の研究』（野人社 一九五四年）が、『轟余一得』にもとづく経過の描写にかんするかぎり、もつとも詳しい。

〔付録年表〕 中国から送還された日本船全覽

- ① 本稿の目的は中国における漂流民送還手続きを検討することであるから、この年表は、中国に漂着した日本船だけではなく、漂着地は異なっても中国を経過し、その伝統的救助手続きによって送還された全漂流をリストアップした。
- ② 本文は原則として年が改まるごとに改行した。近世日本の漂流口書の原則にもとづいて、原籍地の出港年月日を基準として配列してある。不明の場合は漂出時に拠った。稀に漂着時しか判明しない場合もある。
- ③ ○は典拠。☆は注記である。典拠は一次史料を先にし、編纂物、通史の類を後とした。また、関係史料の検索に役立つような論文、著述は○で掲げた。
- ④ 編纂物の史料、たとえば『通航一覧』のような場合、その依拠した史料を丸括弧で包んで表示した。
- ⑤ ただし写本の点検は、網羅的なものではない。写本によって伝播した漂流記録のタイトルはかなり恣意的であるので、実見して検討したもののみを扱っているからである。北海道大学附属図書館、東京大学総合図書館、国会図書館、愛知県西尾市立図書館内の岩瀬文庫など、限定された範囲にとどまることを承知されたい。

1644

〔1〕 寛永二十一年甲申五月十日、越前国三國浦新保村〔福井県坂井郡三国町新保〕竹内藤右衛門、その子藤藏、国田兵右衛門の船三艘計五十八人、松前への途上佐渡沖で漂流、無人の地に着き、さらに出帆後、ポシェット湾付近に漂着。現地人に四十三人が殺され、国田兵右衛門ら十五人が捕虜となり、清の官吏に救われ、奉天、北京、朝鮮経由で対馬藩の釜山倭館に引渡される。対馬、大坂経由で帰国。正保三年丙戌（1646）六月十六日大坂着。

◎ 園田一亀編『韃靼漂流記の研究』

○ 天野信景『塙尻』十六／通航一覧同巻二百三十五、山旦の部〔韃靼漂流記、寛永雑記、続白石叢書〕。刊本（六）P. 115～28。なお同書の巻二百二十九蘇州部にも誤って載せている。刊本（六）P. 37～8。

☆ 本漂流の記述としては「韃靼漂流記」としたものと「異国物語」としたものの一系列表があるが、内容的には大きな相違はない

い。

1668

〔2〕 寛文八年戊申十一月五日、尾張国知多郡大野村（愛知県常滑市大野）の船が三河国大山沖で漂流、十二月、バターン島へ漂着。乗組員十五人中十一人は自力で船を作る。

寛文十年（一六七〇）四月十五日に出帆、清国の宝登山に着き、六月十五日、五島へ帰着。長崎到着は六月二十四日。長崎奉行所の取調べを経て九月十五日尾張着。

○ 馬旦島漂流記（石井研堂編『校訂漂流奇談全集』）／中天竺之内バタン国に被吹流人々三年目ニ到帰國口書写（服部聖多朗編『尾張国漂流譚』）／尾張国知多郡大野村孫左衛門船漂流帰国之事（荒川秀俊編『異国漂流記集』）／尾州大野村漂流一件（池田皓編『日本庶民生活史料集成』卷五 漂流）／通航一覽卷二百七十一（巴旦漂流記、漂流雜記、柳營日次記、長崎覺書、長崎志、長崎事始細見記、長崎集）。刊本（五）P. 51～62。

☆ 千支の計算を誤って元禄五年、享保十三年としたものがある。

1673

〔3〕 延宝二年甲寅、鄭氏支配下の台湾（東寧）から陸奥国相馬船の乗組員を送還。先に琉球の清国への貢船を鄭氏が略奪した事件の余波で、漂着後に使役されていたが、事件解決のため送還してきたもの。幕府は賞銀を与えたが、送還船はこれを返却した。翌年、台湾から長崎奉行あてに書簡が来る。

○ 通航一覽卷二百十五（華夷変態）。刊本（五）P. 442～3。

II 康熙の中国人送還令以後

1688

〔4〕 元禄元年戊辰三月二十一日、薩摩人十人が広東省黄浦口（黄浦口か）に漂着、同年六月二十五日に八十八番唐船で長崎へ帰着。

〔参考〕

○ 貞享元年甲子（1684）、伊勢国度会郡神社村〔三重県伊勢市神社〕の太兵衛船十八端帆、十二人乗り、直船頭太兵衛は三州大山沖で漂流。

翌年二月五日にマカオ近くの小島に漂着、マカオ政府は漂流民送還を対日通商再開に利用することを決定し、サン・パウロ号を長崎へ派遣。六月二日着。

幕府は漂流民を受取り、通商は謝絶した。

○ 熊野正紹『長崎港草』七／田辺茂啓『長崎志』十二／『華夷変態』巻十四、十五。刊本（上）P.P. 919。／西川如見『長崎夜話草』三／通航一覽卷二百十九（華夷変態、長崎覚書、長崎志）刊本（五）P. 503。

1690

〔5〕元禄三年庚午十一月六日、薩摩国山川〔鹿児島県揖宿郡山川町山川〕の船十二人乗組、江戸よりの帰航の途上、天草で漂流、十二月に広東省雷州府へ漂着。

翌年四月、高州船（船頭・遊伝子）により送還される途中で船難破、福州に送られる。一名死亡。

五年壬申一月、福州でもとの高州船の乗組員が船を仕立て、普陀山経由で三月五日、十番唐船で長崎到着。

○ 華夷変態巻十八～十九 刊本（中）P.P. 1417／通航一覽卷二百二十（長崎覚書、長崎志、華夷変態）刊本（五）P. 509。

☆ この送還については、元禄四年辛未（1691）七月三日、長崎入港の高州船によって予告があった。

1692

〔6〕元禄五年壬申正月十一日讃岐国塩飽牛島〔香川県丸龜市牛島町〕の市兵衛船二十端帆七百三十石積み沖船頭谷本源左衛門十四人乗組、越後の米を江戸へ運び、十月二十八日江戸出帆、十一月二十五日駿河沖で漂流。

翌六年癸酉一月二十八日、普陀山の近島馬跡山で破船、橋船で上陸。僧に助けられ普陀山へ送られ、唐船に分乗して長崎着。

八月八日（七十六番船）、八月十四日（七十九番船）に帰着。

- 華夷変態卷二十 刊本（中）P. 1593～1604／通航一覽卷一百一十五（源右衛門唐土漂流記、華夷變態）。刊本（五）P. 576。

〔7〕 元禄五年壬申十二月、長門の商船十二人乗組、上納米輸送中に漂流、広東省肇慶府陽江県に漂着、寧波、普陀山に送られ、寧波府の依頼によりシャム仕出し唐船が送還。

元禄七年甲戌（1694）七月十九日長崎着（六十九番唐船）。

- 華夷變態卷二十一、刊本（中）P. 1687。／通航一覽卷二百二十（華夷變態、長崎覚書、長崎志）刊本（五）P.P. 514。

☆ 本件については『聖祖仁皇帝実録』卷一六〇に記事がある。刊本『清実録』（五）P. 755。康熙帝の実録中に見られる唯一の漂流民撫恤記事である。

1705

〔8〕 宝永二年乙酉九月十五日出帆、陸奥国太田熊太郎領分棚倉村の三之丞船十二端帆、直船頭三之丞以下六人乗組、仙台領荒浜から帰航の途上、九月十九日相馬沖で漂流、「二名死」。

翌三年（1706）丙戌二月二十五日瓊州（海南島）に漂着、一名死亡。広東へ移送、二名死亡。陸奥国窪田村〔福島県いわき市窪田〕の権七のみ宝永四年丁亥（1707）六月三日、四十七番広東船によつて長崎送還。

- 華夷變態卷三十二、刊本（下）P. 2480～3。／通航一覽卷二百一十一（華夷變態）刊本（五）P. 521。

1708

〔9〕 宝永五年戊子、陸奥国荒浜の者がルソンに漂流、宝永七年（1710）、一名のみが乍浦経由で送還された。

- 川合彦充「近世日本漂流漂着編年略史」（同著『日本人漂流記』社会思想社の付録）による。典拠不詳

〔10〕 正徳元年辛卯十一月七日、筑後国久留米藩主有馬玄蕃頭則継船五端帆、船頭岡野三右衛門以下六人乗組み、長崎への途上で漂流、翌二年壬辰（1712）ルソン漂着。

三年癸巳（1713）中国船へ乗せられるが難破して日本人一人、中国人三十二人が溺死、生存四人は広東省電白県に漂着、別の広東船で閏五月二十二日に長崎送還（四番唐船）。

○ 広東へ漂流覚書（荒川秀俊編『近世漂流記集』）／通航一覽卷二百二十一（和漢寄文、廣東漂流記）刊本（五）P. 529。
☆ ルソン関係は当事者の記録では隠蔽されている。○ドロテウス・シリング／吉浦盛純「比律賓に漂着せる日本人に関する二文書」（『史学』十五 四「慶應義塾大学史学会 一九三七年」）および吉浦盛純「『比律賓に漂着せる日本人に関する二文書』補遺」（『史学』十六 三〔一九三八年〕）によつて補う。

1712

〔11〕 正徳二年壬辰十一月三日、陸奥国相馬領棚塩（福島県双葉郡浪江町棚塩）の吉十郎船十三端帆直船頭吉十郎以下八人乗組、銚子出港後に漂流。

翌三年癸巳（1713）正月十九日に広東に漂着。二人病死、送還の船中で一人病死。七月十日、唐十二番船で五人が送還。

○ 番人打破船（石井研堂『校訂漂流奇談全集』＝伊藤東涯「蓋簪錄」卷二の記事の採録）／漂人談話（荒川秀俊編『異国漂流記集』）／通航一覽卷二百十九（長崎志、月堂見聞集、蓋簪錄、落穂雜談、一言集）刊本（五）P. 505。

1718

〔12〕 享保三年戊戌、筑後の者が清国に漂着、翌年、帰国。

○ 川合彦充「近世日本漂流漂着編年略史」（同著『日本人漂流記』社会思想社の付録）による。典拠不詳。

1726

〔13〕 享保十一年丙午七月五日、薩摩藩の藏米を積んだ船が薩摩国坊津浦〔鹿児島県川辺郡坊津町坊津〕から大坂に航行中に甑島沖で漂流、四名が清国船に救助され、十四番船で長崎送還、七月十五日、長崎在勤の鹿児島藩士伊集院仁左衛門に預けられる。

○ 松浦東溪『長崎古今集覽』十二「薩摩之者送来」。

III 乾隆二年（1737）の難夷撫恤令以後

1741

〔14〕 寛保元年辛酉三月二日薩摩國船十九反帆五百七十石積沖船頭伝兵衛二十一人乗組〔元文五年庚申（1740）十月十二日薩摩発、琉球着〕に琉球発、十五日八重山着、七月五日発、十二日沈没、橋船で漂流（一人溺死）、十七日に舟山列島漂着。乍浦へ送られ、翌寛保二年壬戌（1742）四月十日出帆、五月二十日、四番唐船で長崎着。

○ 薩州船清國漂着談（石井研堂『異國漂流奇譚集』）／通航一覽卷二百二十五（漂流紀聞、長崎志）刊本（五）P.P.589。

☆ 乗組員のうち二人は琉球人であり、唐国に漂着後、薩摩 琉球関係を隠蔽するため、日本名を名乗らせた。薩摩船の中国漂着の場合は、以後、これが一般化する。

1750

〔15〕 寛延三年庚午十一月十七日、陸奥国盛岡郡白浜村〔岩手県釜石市尾崎白浜〕の久保屋善之丞船神力丸十六反帆二百五十石積み沖船頭又五郎以下八人乗組、江戸への航海中、二十六日、漂流。

翌宝暦元年辛未（1751）三月四日、福建省福寧府福鼎县秦嶼港に漂着。廈門（一人病死）、寧波を経て送還。時に乾隆帝の江南巡幸中で福建の総督をつうじて勅語あり。銀牌を受ける。十一月三日、天草へ漂着（一人病死）、十二月二十六日長崎回航。廈門、寧波の官府より咨文あり、返書を乞う。老中協議の上、長崎奉行名で咨文を送る。

○ 南部人漂流記（荒川『近世漂流記集』）／神力丸漂流記（『南部叢書』）／外國通覽（編者不詳・内閣文庫蔵）卷五／目録上、ケンブリッジ大学にもあり（ケンブリッジ大学所蔵和漢古書総合目録）＊1558号）／通航一覽卷二百十七／八（長崎志・外国

通覽／迷復記）刊本（五）P. 468。

* Nozomu Hayashi & Peter Kornicki: Early Japanese Book in Cambridge University Library, A Catalogue of the Aston, Satow, and Von Siebold Collections, Cambridge University Press, Cambridge, 1991.

☆中國皇帝から銀牌、地方官から咨文を受けた初例である。以後、長崎奉行所での漂流民召昧では銀牌を受けたか否かを尋問するようになる。

一七五二

〔一六〕 宝暦二年壬申十月九日、陸奥国相馬〔福島県相馬市〕の立谷平左衛門船十三夜丸十九端帆、沖船頭嘉兵衛以下十三人乗組み、銚子へ回米輸送の帰途、十一月一日、岩城沖で漂流。

翌三年癸酉（一七五三）二月十二日、台灣鷄脚番に漂着、曳船をもって広東省惠州府陸豐県に移る。六人病死、廣東へ移る。翌四年甲戌（一七五四）、三艘に分乗して長崎送還、七月十八日（十四番船）、八月五日（十八番船）、八月十三日（二十番船）。船中で一名死亡。六人が帰郷。

○ 通航一覽卷二百二十一（長崎志）刊本（五）P. 536～8。

☆ 台湾から陸豊への移動が簡単すぎて最初の漂着地に多少の疑問が残る。

〔一七〕 宝暦二年壬申十二月五日、陸奥国本吉郡氣仙沼村〔宮城県氣仙沼市氣仙沼〕大島屋加兵衛船春日丸二十反帆沖船頭伝兵衛十三人乗組、銚子への途上八日漂流。

翌三年癸酉（一七五三）三月二十四日、舟山列島花山に漂着、寧波へ送られる。十二月七日、回地発、翌宝暦四年甲戌（一七五四）正月十日長崎到着。

○ 浙江漂流帰帆（荒川秀俊『異國漂流記集』）＼宝暦漂流物語（荒川秀俊『近世漂流記談集』）＼通航一覽卷二百二十五（長崎志）。刊本（五）P. 589～94。

☆ 寧波府の咨文と銀牌を受領。☆の船乗組の仙台領の者は江戸で藩主伊達宗村の引見を受けたといふ（川合「略年史」）。

〔18〕 宝暦二年壬申十二月八日江戸靈巖島橋本藤助船福聚丸一十四反帆船頭善右衛門十五人乗組、南部より帰航途上で漂流、翌年四月二十三日ルソン島に漂着。

三之助（伊豆国賀茂郡白浜）のみマカオ、寧波、乍浦経由で宝暦五年乙亥（1755）五月二十四日唐船で帰国。外の一同は死亡、台湾に漂着と偽る。

清次郎、久次郎（筑前国浜崎浦）、伝次郎（陸奥国南部）、清次郎（伊豆国下田）の四人はマカオ、寧波、乍浦経由で宝暦六年丙子（1756）二月四日に唐船で長崎着、これも海南島へ漂着と偽るが三之助の証言との矛盾が発覚し、白状す。帰国の三之郎は急度叱り置きの処分を受ける。

○ 通航一覽卷百八十一（長崎志、大成令続集、兼山堂叢書）刊本（四）P.596～9。○三之助の処分については、高柳貞三・石井良助『御觸書宝暦集成』一三四三号。帰国しなかつた半次郎にかんしては同書一三四五号。○ルソンでの記録については「11」のドロテウス・シリング／吉浦盛純論文参照。

☆ 銀牌と咨文を受理。通航一覽卷二百「唐國總括部」漂着并漂流扱方〔刊本（五）P.P.254〕によると、宝暦五年（1755）の送還にさいして送還船主が贋作の咨文を提出、自後、回答せぬことになるとする。現実には明和二年（1765）送還の事例〔22〕筑前・村丸の場合が最後であつたようである。『通航一覽』編者の混同か。

1757

〔19〕 宝暦七年丁丑九月十五日、志摩国布施田浦〔三重県志摩郡志摩町布施田〕の浅野小平次船若市丸十二反帆六百石積直船頭小平次以下六人乗組、大坂より帰航中に大王崎で漂流、二名死亡、一百日余で台湾漂着。台湾城下でまた一名死亡。

翌年正月福州へ、十一月南京へ送られる。

宝暦九年己卯（1759）三月二十五日長崎着（三人）。三番船船主夏時霖による。

☆銀牌および嘉興府からの諮詢あり、長崎奉行名で回答する。

○ 鳥羽小平太漂流物語（写本・国会図書館「漂流叢書」に数種あり）／志州船台灣漂着話（石井研堂『校訂漂流奇談全集』）／志州鳥羽浦船頭漂流一件（荒川秀俊『異国漂流記集』）／台湾漂流記（神宮司庁編『古事類苑』外交部 P.1081～2）同（池田皓編『日本庶民生活史料集成』第五卷 漂流）／通航一覽卷二百十五（台灣漂流記、長崎志、続談海）刊本（五）P.44

☆ 文中に「南京」とあるは乍浦か。別の文書では台湾、廈門、寧波、平湖県、乍浦のコースを示す（長崎志）。

1761

〔20〕 宝暦十一年辛巳十一月二十八日、陸奥国亘理郡荒浜〔福島県亘理郡亘理町荒浜〕茂右衛門船福吉丸二十四反帆沖船頭善十郎以下十七人乗組、城米輸送で江戸への途上、十二月三日漂流。

翌十二年壬午（1762）正月二十八日、また大風に会って破船のまま漂流、四月二十八日中国南通州沖で商船に救助される。蘇州府へ送らる。二人病死、上海船で五月二十四日出発、六月二十三日肥前国五島玉之浦に漂着、七月二十五日長崎着。一名死亡。十月二十一日、長崎奉行正木志摩守帰府の宿割の家来が通し駕籠で十四人を江戸まで送る。

蘇州で銀牌、資文、船と米の売却代金を受ける。

○ 荒浜船南通州漂着始末（石井研堂『異国漂流奇譚集』）／通航一覽卷二百一十九（奥民唐土漂流記）。刊本（六）P. 39～49。

☆ 翌年五月十四日、仙台藩主伊達重村、仙台で領民八人を引見（川合彦充「略年史」）。

1762

〔21〕 宝暦十二年壬午十月、筑前国唐泊浦〔福岡市唐泊〕の本宮丸二十八反帆船頭孫右衛門以下十八人乗組みが漂流、破船で十人溺死、八人がビシャヤに漂着。カバロウカン、ハルハヤ、マハエハイ、ソクボウと転送、六名死す。生存者二名は筑前国村丸一行と合流。

明和四年丁亥三番唐船で長崎帰着。

○ 通航一覽卷百八十一（長崎志）刊本（四）P. 596～601。

1764

〔22〕 明和元年甲申十月、筑前国残島〔福岡市残島〕の村丸二十九反帆、沖船頭文次郎以下十九人乗組み、大坂江戸津軽松前で廻船を稼いだ後、奥州出帆、漂流して翌年三月ルソン島漂着、カガヤンを経てソクボウに至る。途上で三人死亡、ここで筑前船本宮丸の二人と合流。コンチンチイナンより唐船の便を得て、ともに中国へ送られる。廈門、福州、乍浦を経て明和四年丁亥

(1767) 唐三番船(船頭汪繩武)にて長崎帰着。

○ 通航一覽卷百八十一(長崎志)刊本(四) P.P. 596~601。

☆ 送還船の船頭・汪繩武が嘉興府の咨文を持参するが、不審の点あり。汪繩武を究明したところ贋書と判明。幕府は以後、返書を出さぬことを決定する。

1765

〔23〕 明和二年乙酉十月二十五日、常陸国多賀郡磯原村〔茨城県北茨城市磯原〕弥八郎船姫宮丸十二反帆百石積み、沖船頭佐平太以下六人、陸奥国小名浜出帆、十一月五日下総国銚子から帰帆の途上漂流、十二月十七日安南国マイニチハマに漂着。翌年会安に送られ、奥州小名浜の住吉丸の三人と合流する。二人死亡、残余の者は中国船で送還。明和四年七月十六日に長崎着。水戸藩の受取り役人のうちに長久保赤水がいた。

○ 長久保赤水「長崎行役日記」(自筆稿本・静嘉堂文庫)／「奥州人安南国漂流記」(石井研堂『校訂漂流奇談全集』)／通航一覽卷百七十七(迷復記)刊本(四) P. 544~54。

〔24〕 明和二年乙酉十一月三日、陸奥国磐城郡小名浜村〔福島県いわき市小名浜〕住吉丸十二反帆、沖船頭善四郎以下六人、陸奥国小名浜出帆、下総国銚子への途上漂流、海上で善四郎ら三人死亡。

翌年一月二十五日、安南国に漂着。会安に送られ、常陸国姫宮丸の六人と合流する。姫宮丸の二人死亡、残余の者は中国船で送還。明和四年七月十六日に長崎着

○ 安南国漂流記(『古事類苑』外交部十六 刊本P.1143~4)／安南国漂流物語(石井研堂『校訂漂流奇談全集』・池田皓

『日本庶民生活史料集成』第五卷) / 奧人安南国漂流記(石井研堂編『校訂漂流奇談全集』) / 通航一覽卷百七十七(長崎志)刊本(四) P.P. 544~54。

1773

〔25〕 安永二年癸巳六月二十四日に〔安永元年卯年四月六日鹿児島出帆、五月廿五日、沖永良部島着。巳年六月まで在番〕薩摩藩士池山喜三左衛門、中原仲左衛門が、下人四人とともに加世田の小松原長兵衛船十端帆、乗組員十三名に同乗、帰国のため出帆、奄美大島寄港、七月二十一日出帆、二十四日より漂流。八月二十八日、浙江省寧波府定海県舟山の大魚廠へ漂着。一名病死、のち乍浦へ送られる。

翌年甲午に乍浦で一名病死、十五名は二月十日、乍浦出帆、四番、五番唐船で長崎着。

- 薩州人唐國漂流記(石井研堂『校訂漂流奇談全集』) / 通航一覽卷二百二十五(長崎志続編、落穂雜談一言集) 刊本(五) P. 595~8。

☆ 本漂流は薩摩藩士三人が、対応した中国側の官吏の職名を執拗に問いただして記録していることに特徴がある。

1774

〔26〕 安永三年甲午九月、陸奥国小竹浜(宮城県石巻市小竹浜)の六兵衛船、永福丸二十四端帆、沖船頭佐五平以下十六人乗組みが、一関の回米を江戸へ運ぶために十月一日出帆江戸より帰航中十二月七日、陸奥国岩城の塩谷崎沖で漂流。

翌四年乙未(1775)三月六日、福建省泉州府惠安県の離れ島に漂着、漁船に救助されて福州府へ送られる。福州で船頭左五平病死。生存者十五名は乍浦へ送られ、陸奥国岩城の者五人と合流。十一月十八日に出帆、十二月十二日長崎着。

- 漂海錄(荒川『異国漂流記続集』) / 通航一覽卷二百六(長崎志続編、迷復記) 刊本(五) P. 326~38。

〔27〕 安永三年甲午十一月二十八日、陸奥国折ノ浜(石巻市折ノ浜)の十兵衛船最吉丸二十三端帆十四人乗組が陸奥国江の綱浜出帆、三十日常陸沖で漂流。

翌四年乙未（1775）四月十六日広東省潮州府潮陽県に漂着、乍浦へ送られ日本商范氏十二家范天錫、王履階に預けられる。一名病死。十三人は唐船二艘に分乗して安永五年丙申（1776）一月二十五日、二十七日に長崎着。帰郷は翌六年丁酉（1777）、支配勘定上野勘右衛門が帰府のとき連れ帰る。

- 通航一覽卷二百二十（長崎志続編）刊本（五）P. 517～9。

1775

〔28〕 安永四年乙未一月十八日、陸奥国檜葉郡山田浜村〔福島県双葉郡檜葉町山田浜〕の船頭勝兵衛ら五人、中国へ漂流。四月二十五日に福州府へ送られる。陸奥国小竹浜永福丸の十五人と合流。乍浦へ送られ、十一月十二日長崎着の一番、三番船に分乗して帰国。

- 通航一覽卷二百六（長崎志続編、迷復錄）刊本（五）P. 326～38。

☆ 川合彦充「近世日本漂流編年略史」には、六人中、四人が相馬因幡守領分の者にもかかわらず天領の者と身分を偽った件について記す。典拠不詳。

1779

〔29〕 安永八年己亥、大坂安治川の住徳丸二十四端帆、城米輸送を請負って四月十一日、上乗人二名を含めて十五人乗組で越後出船、九月八日、江戸で城米を蔵納め（上乗人二名は上陸）、九月十五日、伊豆国中木浦沖で漂流。十一月に福建省に漂着。乍浦へ送られる（一名病死）。

翌安永九年庚子（1780）十一月、二隻の唐船で十二名送還。安永十年（天明元年）辛丑、長崎奉行久世九郎広民帰府のさい、召連れて帰郷させる。

- 「子四番船同五番船ヨリ越後之者送来事」（『長崎志続編』卷九）。

〔30〕 安永八年己亥、北国城米輸送を請負った紀伊国日高郡御坊村〔和歌山県日高郡御坊市御坊〕志賀屋伝藏船一葉丸沖船頭半十

郎は九月十一日に城米を蔵納め、十五日江戸出帆、十八日浦賀番所で改めを終了、二十一日出帆、十月一日伊豆中木浦を出て翌日より漂流、十一月十一日に福建省に漂着。福州を経て乍浦へ送られる。

翌安永九年庚子（1780）十月一日出帆、十一月一日長崎帰還。

- 一葉丸福州漂流記（石井『異国漂流奇譚集』）／大坂屋伝次郎船異国江漂流致し候一件（石井謙治「〔史料紹介〕大坂屋伝次郎船異国江漂流致し候一件」／『海事史研究』十八号 一九七二年）／「漂流清朝談について」高瀬重雄博士古希記念『日本海地域の歴史と文化』）。

1788

〔31〕 天明八年戊申七月、松前松ヶ崎〔北海道松前郡松前町〕彦六船松栄丸二十二反帆七百石積み沖船頭善吉以下十五人乗組は、蝦夷で交易、十月江戸への途上、十一月八日南部八戸沖で漂流。

翌寛政元年己酉（1789）四月二十六日、船を捨てて上陸、広東省潮州府惠来県。南海県を経て乍浦へ送られる（四人病死）。

寛政二年庚戌（1790）十一人が唐船二艘に分乗して帰国、六月十四日、十九日。

帰郷は翌三年辛亥（1791）。

- 松前一二印松栄丸長吉船漂流一件控（飛驒屋武川家文書十四冊・北海道大学附属図書館）／松栄丸唐国漂流記（石井『校訂漂流奇談全集』）／通航一覧卷二百二十（長崎志続編、近聞寓筆）刊本（五）P.517～20。／『長崎志続編』卷九「戊式番船同三番船ヨリ陸奥出羽越後之者送来事」。

〔32〕 天明八年戊申、松前船長吉、松前から秋味を積んで五ヶ月の漂流ののち惠州付近に漂着。長崎へ送還。

- 松前出帆漂流話（写本・国会図書館「漂流叢書」）／松前船漂流大清着岸之事（飛驒屋武川家文書十五冊・北海道大学附属図書館）。

1794

〔33〕 寛政六年甲寅九月二十七日、陸奥国名取郡閑上浜〔宮城県名取市閑上〕の彦十郎船大乗丸「十五反帆、船頭清蔵以下十六人、江戸への途上で漂流、閏十一月二十一日、安南国西山國（島ハニシ）に漂着。六人病死。

翌年四月マカオ、広東へ送られる。一人病死。九人が乍浦へ送られる。

寛政七年乙卯（1795）卯九番、十番唐船へ分乗、長崎へ送還。長崎で一人病死。寛政九年四月二十四日に仙台藩士にわたる。

- 枝芳軒静之「南飄記」（荒川『異国漂流記続集』）／南漂記（石井『校訂漂流奇談全集』）／近藤守重『安南紀略藁』一甲寅
漂民始末／通航一覽卷一百七十八（外国叢書載阿鷹港記、嘆詠余話）刊本（五）P. 120-125
- NAMPYŌKI 南漂記 [Naufrage dans le Sud] traduit, avec une introduction et des notes, par Mme Muramatsu-Gaspardone, Bulletin de L'Ecole française d'Extrême-Orient, t. xxxiii, 1933. fasc. 1., Hanoi, 1934.
- 〔フランス語訳と注解。ハノイ極東学院報(BEFEO) 1934年〕。

☆ 長崎奉行所での調べの長期化の理由不詳。マカオでの経験を偽ったためか。

☆ 長崎奉行出役の近藤重蔵が取調べにあたる。☆刊本「南飄記」は木刻活字本。夢物語の体裁をとる、「三十部 頌同志」の刊記で偽装しているが、漂流記が刊行された稀な例である。「飄」はもぢらん「漂」の意。ケンブリッジ大学にも一部を蔵する。

☆ 江戸で領主伊達周宗（二歳）と祖母觀心夫人に面見。〔合「漂流略史」〕。

1795

〔34〕 寛政七年乙卯六月、松前西在の突符村〔北海道爾志郡乙部町突符〕の金兵衛船六端帆、三人乗り、船頭孫太郎と安兵衛、重兵衛の三名は、昆布採りに出て蝦夷オコシリ島沖で漂流、吉林省の魚皮韁〔キモヒタツ〕へ漂着。寧古塔、吉林を経て北京へ送られ、やがて川船で蘇州、杭州を経過する。

翌年丁巳（1796）一月、乍浦へ到着、二月五日出帆、十八日、長崎帰還。

- 奥州松前領漂流人口上之写（写本・北海道大学附属図書館）／韓国漂流人口書（宮崎成身『視聽草』四集十 刊本（四） p. 164-170）／松前人韁靼漂流記（石井『校訂漂流奇談全集』）／通航一覽卷一百二十六（韓国漂流奥民口実、北海鳥船記、

長崎志続編）刊本（六）P.128～139。『長崎志続編』卷九「已式番船ヨリ松前之者送来事」。

東アジアにおける漂流民送還制度の展開

〔35〕 寛政七年乙卯九月十六日、松前出港の陸奥国土佐郡青森大町〔青森市大町〕の久保屋儀兵衛船徳永丸九反帆百石積み直船頭

久保屋儀兵衛以下五人乗組、十月二十八日に箱館沖で漂流。

翌寛政八年丙辰正月二十四日にバタン諸島漂着、一名死亡。バタン、カガヤン、マニラを経てマカオ、広東、乍浦経由で送還。寛政十年戊午（1798）十二月九日、十日に四番、八番唐船の二艘に分乗して送還。翌十一年九月、一名揚り屋で変死、残り三名同月帰郷。

○ 漂流人口書写（写本・北海道大学附属図書館）／青森儀兵衛漂流始末口書（石井『校訂漂流奇談全集』）／通航一覧卷二百十九（長崎志続編）／長崎志続編卷九「午四番船同八番船ヨリ陸奥出羽之者送来事」。

☆ 青森の儀兵衛と円次郎は江戸で藩主津軽寧親に引見された。（川合彦充「略年史」）。☆通航一覧記事では広東漂流としてあつかいマニラなどの事実に触れていない。

1802

〔36〕 享和二年壬戌十一月二十三日、蝦夷函館奥山〔函館市〕の角屋吉左衛門船順吉丸三百五十石積み九人乗り、沖船頭文助が江戸に航海中、仙台沖で漂流、十二月台湾着。

翌年（1803）正月十三日チヨプラン島着。八人死亡。

文助のみが文化五年（一八〇八）三月十三日に安平着、薩摩船永柳丸の乗組員二十二名と合流、廈門、福州を経て乍浦へ送られ、同年十一月に七番唐船で長崎着。

○ 秦貞廉〔村上貞助〕「享和三癸亥漂流台灣チヨプラン島之記」（植松安・山中樵「享和三癸亥漂流台灣チヨプラン島之記」）。

☆ 〔37〕を参照。

1807

〔37〕 文化四年丁卯十二月、薩摩藩手船永柳丸、山川より大坂へ航海中、漂流。台湾漂着。

翌五辰年十一月帰国。

- 犯科帳 八四冊 四五号（刊本 森永種夫編『犯科帳』六 P.243～4。）

1809

〔38〕 文化六年己巳十月、大坂山本町の天徳丸が遠州灘で漂流、台湾に漂着。

翌文化四年（1810）丁卯三月、中国経由で送還。久次郎と三次郎、未四月、引渡し。

- 神嶋外浦要吉台湾漂流一件・漂民帰郷録／石井謙治「天徳丸台湾漂流記」編（『海事史研究』二十一号 一九七三年）／宮崎成身『視聴草』続七集之一「大湾漂着」。刊本（一四）P.515～23／芸州豊田郡生口島瀬戸町向島屋善蔵異国漂流略記（村上貢「史料紹介 台湾漂流記」／『弓削商船高等専門学校紀要』七 一九七五年）／犯科帳 八六冊 五四～六号、八七冊 六七、七二号／刊本（六）P.303～4。P.309。

1815

〔39〕 文化十二年乙亥八月二十六日、薩摩国阿久根（鹿児島県阿久根市阿久根）の政右衛門船伊勢田丸二十三反帆六百九十石積、沖船頭宅右衛門以下四十九人乗組、奄美大島より薩摩へ帰航中に二十七日宝島付近で漂流。十月六日に中国広東省惠州府陸豊県碣石鎮に漂着、船頭病死。広東より陸路送還、江西省玉山県で一名病死。

翌十三年丙子（1816）二月、乍浦に到着。三艘に分乗して帰国、途上一名死亡。帰郷は四十五名。

- 漂流人覚書（写本・東京大学図書館南蔵文庫）／文化十三丙子薩州漂客見聞録（石井『校訂漂流奇談全集』）／松浦静山『甲子夜話』三十二 漂流記事并廣東真景図／名越源太夫『南島雜記』卷一「実徳佐和雄唐嘶」（奄美出身の乗組員の一人の帰国後の話）／宮本常一編『日本庶民生活史料集成』卷一 探検・紀行・地誌 南島編）／通航一覽卷二百二十二（文化薩人漂流記、栗園漫抄）刊本（五）P.538～55。

〔40〕 文政三年庚辰十二月、陸奥国閉伊郡船越浦田野村（岩手県閉伊郡山田町田ノ浜）の黒沢屋六之助船、神社丸十二端帆、六百五十石積み、十二人乗組、沖船頭平之丞は房州沖で漂流。

翌年（1821）辛巳一月二十一日、バラオ諸島に漂着。二名水死、のち二名病死。

八人が文政七年（1824）八月三日に異国船でシャムへ送られる。

文政八年（1825）乙酉 シャムより清国船でマカオへ送られる。途中、一名病死。七名が乍浦へ送られる。二隻の唐船で分乗、送還。

文政九年（1826）丙戌、正月九日、倉松、清助、米次、炊栄助を乗せた唐船「全勝」は、屋久島に漂着の後、長崎到着。長吉、鶴松、喜太郎を乗せた「得泰」は、正月一日、遠江国榛原郡下吉田村沖に漂着。

○ 文政九年唐船送還の陸奥の者（『視聴草』二集六／刊本（二）P. 155～65／バラウ漂流記（『南部叢書』第一〇冊／荒川『日本漂流・漂着史料』）／ペラホ物語（石井『校訂漂流奇談全集』）／高山純『江戸時代バラウ漂流記』（新史料「異国江漂流仕奥州南部之者七人口書」を含む）／『文政九年遠州漂着得泰船資料』（関西大学東西学術研究所資料集刊十三一二）／通航一覧続輯卷三十三～四十（片山筆記・視聴草・漂着船懸合筆記）刊本（二）P.P. 1～148。

☆以上の送還事情により「得泰」送還組は唐船遭難事件とも関連をもつた。

〔41〕 文政四年辛巳八月八日、薩摩国園田喜三次船、十六人乗組は出帆、二十八日漂流、九月八日、浙江省永嘉県三盤門の海上で救助される。積荷の氷砂糖に代銀を与えて十二月九日、温港より乍浦へ送り、唐船で送還。

○ 「陳若霖奏撫卹日本國夷摺」（『史料旬刊』天一百六十五葉）

〔42〕 文政五年壬午八月、薩摩国鹿児島の天満丸二十八人乗り、沖船頭幸次郎が奄美大島出港後に漂流、福建省漳州府漳浦県に漂

着、乍浦へ送られる。

翌年、七月、唐船二艘に分乗して送還。

- 「葉世倬摺」(『史料旬刊』天二百八十九葉)／犯科帳一〇一冊一号／刊本(七) P. 271～2。

1826

〔43〕文政九年丙戌四月十九日、薩摩国山川〔鹿児島県山川町山川〕の庄右衛門船十七端帆四百石積み財久丸、十一人乗組、沖船頭直右衛門は山川出帆、那霸への途上で四月三、四日ごろ奄美大島付近で漂流、同月二十日、浙江省寧波府定海県に漂着。乍浦へ送られる。一名病死。十名は唐船で十二月十四日、長崎着。

- 『長崎志続編』九「戊七番船ヨリ薩州之者送来事」／通航一覽統輯卷四十一(長崎志続編)刊本(二) P. 157～8。／犯科帳一〇四冊一八号／刊本(七) P. 370～1。

〔44〕文政九年丙戌九月、越前国丹生郡下海浦〔福井県丹生郡越前町梅浦〕の蓬萊屋庄右衛門船九人乗組、宝力丸は蝦夷地で運賃積み業務に従い、日高昆布を買い込んで薩摩へ航海中、九州西部の海上で漂流、江蘇省松江府川沙庁に漂着、乍浦に送られて送還。

- 松浦静山『甲子夜話続編』一三 北海漂流記〔長崎の口書〕／山崎英常『続片聲記』卷四〔越前の口書〕／「大念寺新村吉左衛門唐国へ漂着一件口書」(石川県図書館協会編『加能漂流譚』)〔能登の口書〕／犯科帳一〇四冊三四号／刊本(七) P. 378～9。／通航一覽統輯卷四十六(戸川家藏長崎志続編、甲子夜話続編)刊本(二) P. 246～57。

1827

〔45〕文政十年丁亥六月二十六日、陸奥国八戸〔青森県八戸市〕の石橋徳右衛門船八百五十石積み二十二端帆融勢丸は同港出帆、江戸より常陸国平潟へ行き、十二月一日、廻米を積んで江戸へ航海中に漂流。

翌年(1828)戊子二月、バタン諸島の小島に漂着。温州、乍浦を経て十二月二十六日に長崎送還。

○ 口書・予州松山領越智郡岩城村勇吉漂流記（村上貢「予州岩城村勇吉漂流関係史料紹介」）／『弓削商船高等専門学校紀要』四 一九八二年）／融勢丸唐流帰国記（石井『異国漂流奇譚集』）／犯科帳一〇七冊・刊本（八）P.104～5／長崎志続編九

「子四番五番船ヨリ陸奥伊予之者送来事」／通航一覧続輯卷四十四（長崎志続編）刊本（二）P.230～1。

☆ 「長崎志続編」の記事では温州付近で福州から外国への商船に救助されたことになっている。

1828

〔46〕 文政十一年戊子十月十一日、伊豆国八丈島中野郷〔東京都八丈町中野〕の沖山金右衛門船、二十二端帆五百石積み仁寿丸、冲船頭儀兵衛、九人乗組は、便乗者四名を乗せて江戸から復航中に八丈島付近で漂流、翌年一月、ルソン島カガヤンに漂着〔長崎志続編は暹羅〔シャム〕とし、通航一覧続輯もまた暹羅国部に置く〕。マニラ、マカオ、広州を経て乍浦に送られ、十一月二十九日出帆、船上で一名病死、

文政十三年寅（一八三〇）正月十九日、長崎着。

○松浦静山『甲子夜話続編』八五「蛮国漂流記」／宮崎成身「視聽草」三集之八 天竺漂着 刊本（三）P.155／犯科帳一〇七冊一二号／刊本（八）P.40。／通航一覧続輯卷八十一（長崎志続編・甲子夜話続編・カガヤン漂流記）刊本（三）P.308～22。／長崎志続編卷九「丑四番同七番船ヨリ伊豆国八丈嶋之者送来事」

1830

〔47〕 文政十三年庚寅七月、薩摩藩手船大日丸は鬼界島より帰任の藩士を乗せ、二十二名乗組で六月二十六日、同島出帆、臥蛇島沖で漂流、八月三日、浙江省寧波府定海県舟山に漂着。一名病死、二十一名は乍浦に送られ、同所で一名が病死した。

翌天保二年辛卯（一八三一）五月、残り二十名は二艘の唐船に分乗して送還されたが、一艘は海難にあって沈没、日本人十名も溺死した。残り十名は十一月十二日、乍浦を出帆、薩摩の坊の津に漂着、十二月二十二日に長崎着。

○ 長崎志続編九「卯四番船ヨリ薩州之者送来事」／通航一覧続輯卷四十一～四十二（唐国漂流記・長崎志続編）刊本（二）P.

157～194。

〔48〕

文政十三年庚寅八月、備前国岡山広瀬町〔岡山市広瀬町〕の多賀屋金十郎船、三十端帆千七百石積、神力丸、十九名乗組、

沖船頭五左衛門は、岡山藩江戸廻米などを積んで熊野灘大島沖で漂流。十一月にバタン諸島のイボネス島に漂着。

○

神力丸馬丹漂流口書（石井『異国漂流奇譚集』）／塵浜村清兵衛異国漂流口書写」（荒川『異国漂流記集』）／備前国漂流人一件（渡辺頼母『吉備文庫』第一輯）／長崎志続編九「卯壱番同三番船ヨリ備前讚岐備後能登國之者送来事」／通航一覽統輯卷八十二（八十三〔巴旦国漂流記・海表異聞・隅陬隨筆〕刊本（三）P. 323～375。／続通信全覽類輯之部船艦門漂流 備前藩土巴旦国へ漂流清商船護送一件」（一）（二）刊本（二七）P. 607～67。／犯科帳 一〇九冊三四・三六号／刊本（八）P. 104（六）。

1836

1837

1838

〔49〕 天保七年丙申十一月、陸奥国閉伊郡山田村〔岩手県下閉伊郡山田町山田〕の海運丸冲船頭万吉らが江戸から復航中に九十九里浜沖で漂流、広東省に漂着。

○ 長崎志続編九「酉壱番同三番船ヨリ奥州之者送来事」／通航一覽統輯卷四十六（戸川家藏長崎志続編）刊本（二）P. 257（八）。

1839

1840

〔50〕 天保八年丁酉十二月二十三日、大隅国肝属郡波見浦〔高山町波見〕新右衛門船二十三端帆千五百石積み三益丸、冲船頭吉次郎以下二十三人乗組が薩摩国山川を出帆、奄美大島から黒砂糖などの荷を積む。

翌天保九年（1838）戊戌三月二十九日、奄美大島出港、翌四月一日に漂流、本船沈没、端船で八日、江蘇省蘇州府崇明県に漂着。蘇州、杭州を経て乍浦へ送られ、二隻の唐船に分乗、十二月二十七、二十九日に長崎着。

○ 長崎志続編九「戌四番同五番船ヨリ薩州隅州之者送来事」／通航一覽統輯卷四十五（戸川家藏長崎志続編）刊本（二）P.

244～5／犯科帳 一二七冊三五号／刊本（八）P. 347～8。

〔51〕 天保十年己亥十一月一二日遠江国佐野郡高御所村〔静岡県掛川市高御所〕の茂左衛門船百六十石積・昌栄丸三人乗組、沖船頭千太郎が江戸へ航海中、遠州灘で漂流。

翌年アメリカ帆船に救助され、マカオ、乍浦経由（一名病死）で壱番、式番唐船で帰還。乗組員の在所は遠江国城東郡沖之須村〔静岡県小笠郡大須賀町沖之須〕。

- 遠州沖之須昇永丸唐土漂流物語／The Chinese Repository Vol. x, No. 2 (Feb. 1841).＼犯科帳一九冊五六号／刊本（九）P. 51～2。

☆ □書によれば外国人との交渉は隠蔽した模様。ただし上掲の英文資料で交渉の事実は明らかである。

1840

〔52〕 天保十二年辛丑十月六日、加賀国石川郡大野村〔金沢市大野町〕丸屋伝六郎船五百石積み七人乗り、仮船頭勝蔵の松徳丸は鹿島灘で漂流。漂流中に五名が死亡。

翌年九月上旬ころ弥三兵衛、宗七の二名が中国船に救助される。マカオ経由で乍浦へ送られ、觀吉丸の一行と一緒になる。宗七病死、弥三兵衛のみ、天保十四年（1843）癸卯十二月三日に長崎帰着、取り調べ終了は天保十四年九月六日。

- 皆月村弥三兵衛異國へ漂着の次第□書（『加能漂流譚』）＼犯科帳一一三冊六四号／刊本（九）P. 181～3。＼The Chinese Repository Vol. xi, No. 1 (Jan. 1843).

1841

〔53〕 天保十二年辛丑八月一十三日に兵庫出港の摂津国兵庫西宮内町〔神戸市兵庫区西宮内町〕の中村屋伊兵衛船永住丸〔一説に永寿丸〕二十八端帆十二百石積〔一説に一千百石積〕沖船頭善助以下十三名乗組みは、奥州南部への途上、十月十九日に犬吠崎沖で漂流。

翌年二月八日、海上でスペイン船エンサーヨ号（船長アベラ・デ・ヒオン）によって救助、メキシコのカボ・サンルカス付近

で善助・初太郎ら七名を上陸させる。のち同船はラ・バス付近で難破、残余の日本人もメキシコに上陸する。最初の七名のうちまずマサトランに移った善助、初太郎は天保十三年（一八四二）にアビゲイル・サラ号に船客として乗船、サンディイッチ島経由でマカオに着き、中国官憲に渡され、寧波経由で乍浦へ送られる。加賀松徳丸の二名、奥州観吉丸の六名と合流（のち松徳丸の宗七が病死）、天保十四年（一八四三）癸卯十一月三日に長崎帰着。

紀伊の弥市、伊予の伊之助、島原の太吉の三名は、マサトランからマニラへ渡り、マカオ、乍浦経由で弘化二年（一八四五）六、七月に長崎帰着。

○〔善助・初太郎〕「善助漂流記」〔善助、初太郎口書の長崎奉行所口書〕（写本・岩瀬文庫蔵）／栄寿丸漂流口書（『異国漂流記集』）井上默『亞墨竹枝』／前川文『海外異聞 一名亞墨新話』（木版・嘉永七年、外題を『外国風土記』とした版もある。鉛印は荒川『異国漂流記続集』、石井『校訂漂流奇談全集』）／井上默『亞墨竹枝』（木版・内閣文庫蔵）／初太郎は『犯科帳』一一三冊六一號／刊本（九）P. 179。

〔善助・弥市〕岩崎俊章「東航紀聞」十巻ただし現存は六巻（写本・国立国会図書館蔵・鉛印は池田 眩『日本庶民生活史料集成』五）／紀州口熊野漂流嘶（写本・池田眩藏・鉛印は『日本庶民生活史料集成』五）／弥市漂流記（写本・岩瀬文庫蔵）／初太郎漂流記（原題は「阿波の初太郎江亞墨利加より音信有之一話」。荒川『近世漂流記集』）

〔太吉〕田中基文・賀来佐之『墨是可新話』十一巻（写本・島原市立公民館松平文庫蔵・別に内閣文庫に五巻までの写本あり）

〔伊之助〕『弘化丙午海外異話』（写本・鹿児島大学付属図書館、島津久光旧蔵玉里文庫）

The Chinese Repository Vol. xii, No. 2 (Feb. 1842) p. 109 [善助・初太郎のマカオ到着を報ずる]。

○春名 徹『世界を見てしまった男たち』（ねくま文庫一九八八年）。佐野芳和『新世界へ』（法政大学出版部一九八九年）。

〔54〕天保十二年辛丑十月十五日 陸奥国伊達郡北半田〔福島県伊達郡桑折町北半田〕の重吉船觀吉丸〔觀音丸と誤記される例が多い〕七端帆五百石積、八人乗り沖船頭甚助は城米輸送で江戸へ向かう途上で九十九里浜沖で漂流。

翌年七月にフィリピン群島中のサマル島付近の小島に漂着。カヴィテ・マニラ、香港を経て十月上旬、マカオに着く（途中一死亡）。

東アジアにおける漂流民送還制度の展開

翌天保十四年（千八百四十三）六月九日、乍浦着。のち松徳丸弥三兵衛、永住丸善助、初太郎が加わる。十二月三、四日に中國船に分乗して長崎着、一名病死、五名が天保十五年九月十四日に長崎発、江戸を経て帰郷する。

- 大槻磐溪編『觀音丸呂宋漂流記』（石井『異国漂流奇譚集』）実質的には下記と同じテキスト／同『呂宋漂流記』（荒川『異国漂流記集』・池田 瞠『日本庶民生活史料集成』）・藤川貞『天保雜記』五十（呂宋國漂流記〔大槻清崇附地図并船〕・呂宋國漂流記之内抄録・服部聖多朗『呂宋國漂流記』）／通航一覽統輯卷七（呂宋國漂流記、管海区略）／犯科帳一二三冊六七号／刊本（九）P. 182。

1845

〔55〕 弘化二年乙巳五月、大隅国種子島に流された者が島抜けの途中で漂流、江蘇省松江府華亭県の小島に漂着。送還後、死刑。

- 犯科帳一三〇冊二二三号／刊本（十）P. 26～7。／御仕置伺集七〇（森永種夫『御仕置伺集』上）

1850

〔56〕 嘉永三年庚戌正月九日、紀伊国日高郡蘭浦〔和歌山県御坊市蘭〕の和泉矢庄左衛門船天寿丸二十端帆、九百五十石積み十三名乗組、沖船頭虎吉は江戸から上方へむかう途上で漂流、アメリカ捕鯨船ヘンリー・ニーランド号に救助され、のち数隻の捕鯨船に分乗させられる。ホノルルに着いた虎吉ら五名は翌嘉永四年（1851）辛亥三月に香港、六月に上海を経由して乍浦に送られ、十一月二十五日に長崎帰着。

別の一部船員はロシア船で下田へ送られ、江戸を経て帰郷。

- 『通航一覽統輯』卷之九十八〔魯西亞國部〕（漂民蛮話・漂客談奇・幽陬秘籍・漂民蛮語・某筆記）刊本（三）P. 618～4⁴。

〔57〕 嘉永三年庚戌八月、肥前国彼杵郡伊王島大明寺村〔長崎県西彼杵郡伊王島町大明寺〕の菊藏ら六名が浙江省寧波府定海県に漂着。

翌嘉永四年（1851）辛亥七月、乍浦で天寿丸虎吉らと合流、十一月に乍浦出帆、長崎着は嘉永五年（1852）正月。

- 通航一覧統輯卷四十三～四（漂流人帰国之記）刊本（一）P. 195～230／犯科帳一三四冊三七号／刊本（十）P. 202。

〔58〕 嘉永三年庚戌九月、摂津国菟原郡大石村〔神戸市灘区大石町〕の松屋八三郎船、永力丸三十一端帆千五百石積み十七名乗組、沖船頭万蔵は江戸より帰航中に紀伊半島の大王崎沖で漂流、アメリカ船オークランド号に救助され、サンフランシスコ、香港、上海経由でペリーの日本遠征に伴つて送還される予定の所、上海で日本人漂流民音吉（ジョン・マッショウ・オトンソン）の援助で乍浦に送られ、嘉永七年（1854）甲寅七月二十七日長崎着（十一名、船上で一名死亡）。

香港で分離した三名彦蔵〔ジョセフ・ヒコ〕、亀五郎、次作は文久元年（1861）に帰国、一人、サスケハナ号に残された倉蔵（サム・パッチ）はゴーブルとともに横浜帰着。

乍浦で脱走した岩吉（伝吉）はオールコックとともに帰国、英大使館に勤務中、暗殺される。

- 春名 徹『漂流——ジョセフ・ヒコと仲間たち』（角川書店）／近盛晴嘉『ジョセフ・ヒコ』（吉川弘文館人物叢書）
- 『通航一覧統輯』卷百十六（典拠明示なし。清太郎の談話という）刊本（四）P. 241～61。

〔59〕 嘉永三年庚戌十月、長門国藤曲村の浮木丸が江戸から奥州へ航海中犬吠崎沖で漂流。翌年十一月に乍浦付近の小島に漂着。

- 権市口上書（桜木保「漂流民権市“口上書”について」）。

1856

〔60〕 安政三年丙辰、大隅国種子島に流された大坂の呑海という者が島抜けの途中で漂流、清国に漂着。乍浦より送還。漂流を裝うが事実が判明して、辰二月四日、死刑。

- 犯科帳一三六冊三六号／刊本（十）P. 305。／御仕置伺集八七（森永種夫「御仕置伺集」下）

1858

〔61〕 安政五年戊午十一月、播磨国赤穂郡刈屋村の光塩丸は浦賀から石巻へ航海中、鹿島灘で漂流。

翌年一月、ルソン島へ漂着。

- 統通信全覽類輯之部船艦門漂流（播州赤穂長之助呂宋國へ漂流一件）／犯科帳一二九冊四六、四九、七九号／刊本（十）P. 71～2、83。

1866

〔62〕 慶應二年丙寅十月、八丈島の船が江戸から帰航中に漂流、東砂という無人島に漂着、清国漁船に救助されて香港経由で帰

国。

- 統通信全覽類輯之部船艦門漂流（在香港英鎮台八丈島漂民救助一件）

1867

〔63〕 慶應三年丁卯八月、対馬藩船が長崎出港後、漂流、九月外国船に救助され上海経由で帰国。

- 統通信全覽類輯之部船艦門漂流（英船ヂヨアナ号ヲーサカ号我国之漂民ヲ護送一件）。

1868

〔64〕 明治元年戊辰十月、鍋島藩支藩の小城藩船大木丸が上海から帰航中に東シナ海で漂流、台湾へ漂着、自力で帰還。

- 豆田三兵衛「上海航記」（荒川『近世漂流記集』）。

〔以上〕